年　　月　　日

医療機関名

主治医　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　居宅介護支援事業所名

　　　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　担当介護支援専門員名

**軽度者に対する福祉用具貸与に係る医学的所見について**

下記の被保険者につきまして、福祉用具貸与を検討しておりますが、軽度者（要支援１・２又は要介護１）の場合原則対象外となります。しかし、「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（ⅰ～ⅲ）」に該当することで要否を判断し、算定可能な場合がありますので、医学的な所見をお願いいたします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者 | 氏名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 住所 |  | 要介護度 |  |
| 検討中の福祉用具 |  | | | |
| 上記福祉用具を必要とする理由 |  | | | |

**【医師記入欄】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 必要となる福祉用具 |  | | 福祉用具貸与が必要となる原因の疾病名 |  |
| 医学的所見に基づく状態像 | □ | ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める状態に該当する者（例　パーキンソン病の治療によるON・OFF現象） | | |
| □ | ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める状態に至ることが確実に見込まれる者　（例　がん末期の急速な状態悪化） | | |
| □ | ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示に定める状態に該当すると判断できる者  （例　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避） | | |
| 上記状態像と判断する具体的な所見 |  | | | |

　年　　月　　日

医療機関名

主治医氏名

**【参考】**

**軽度者であっても利用が想定される福祉用具種目と状態像**

|  |  |
| --- | --- |
| 種目 | 利用者等告示三十一号のイ |
| 車いす及び車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者  （一）日常的に歩行が困難な者  （二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 |
| 特殊寝台及び特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者  （一）日常的に起き上がりが困難な者  （二）日常的に寝返りが困難な者 |
| 床ずれ防止用具及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 |
| 認知症老人徘徊感知機器 | 次のいずれにも該当する者  （一）意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  （二）移動において全介助を必要としない者 |
| 移動用リフト（つり具の部を除く） | 次のいずれかに該当する者  （一）日常的に立ち上がりが困難な者  （二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  （三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者 |
| 自動排泄処理装置 | 次のいずれにも該当する者  （一）排便が全介助を必要とする者  （二）移乗が全介助を必要とする者 |

**福祉用具を必要とする状態の参考事例**

|  |  |
| --- | --- |
| ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める状態に該当する者 | ・パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ＯＮ・ＯＦＦ現象）が週のうち高い頻度で起こり、起き上がりや寝返りが困難になるため特殊寝台が必要な状態となる。  ・重度の関節リウマチで、関節のこわばりが毎朝強くなり、起き上がりや寝返りが困難になるため特殊寝台が必要な状態となる。 |
| ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める状態に至ることが確実に見込まれる者 | ・末期がんで認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で起き上がりや寝返りが困難になることが確実に見込まれるため、特殊寝台が必要な状態となる。 |
| ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示に定める状態に該当すると判断できる者 | ・重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。  ・重度の心疾患で、特殊寝台のギャッジアップの機能を利用することで急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。  ・重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。  ・脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。 |